## 利用料金

- (1) 通所リハビリテーションの基本料金
  - ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です。)

[1時間以上2時間未満]	
・要介護 1	369円
・要介護 2	398円
・要介護3	429円
・要介護4	458円
・要介護 5	491円
[2時間以上3時間未満]	
・要介護 1	383円
・要介護 2	4 3 9 円
・要介護3	498円
・要介護4	5 5 5 円
・要介護 5	6 1 2円
[3時間以上4時間未満]	
・要介護 1	486円
・要介護 2	565円
・要介護3	6 4 3 円
・要介護4	743円
・要介護 5	842円
[4時間以上5時間未満]	
・要介護 1	5 5 3 円
・要介護 2	6 4 2 円
・要介護3	730円
・要介護4	8 4 4 円
•要介護 5	957円
[5時間以上6時間未満]	
<ul><li>要介護1</li></ul>	6 2 2 円
<ul><li>要介護 2</li></ul>	738円
<ul><li>要介護 3</li></ul>	852円
<ul><li>要介護4</li></ul>	987円
• 要介護 5	1,120円
[6時間以上7時間未満]	
・要介護 1	715円
・要介護 2	850円
・要介護3	981円

- ※適宜適切でより効果の高いリハビリテーションを実現するために、リハビリテーション 計画の策定と活用等の算定要件を満たした場合に加算されます。
  - ② ・リハビリマネジメント加算イ(月額)

要介護 4

要介護5

利用開始月から6ヶ月以内

560円

1,137円

1,290円

利用開始月から6ヶ月超 240円
・リハビリマネジメント加算ロ(月額)
利用開始月から6ヶ月以内 593円
利用開始月から6ヶ月超 273円
・リハビリマネジメント加算ハ(月額)

利用開始月から6ヶ月以内 793円

利用開始月から6ヶ月超 473円

事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合

270円

※入院中の利用者が退院する際に理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時 共同指導を行った場合に、利用初回月に限り加算されます。

③ 退院時共同指導加算

600円

- ※退院・退所後または認定日より3月以内に個別リハビリを実施した場合に加算されます。
  - ④ 短期集中個別リハビリテーション実施加算(日額) 110円
- ※リハビリテーションマネジメント加算を算定し、リハビリテーション専門職の配置が、 人員に関する基準よりも手厚い体制であった場合に1日当たり加算されます。
  - ⑤ リハビリテーション提供体制加算

・3 時間以上4 時間未満
・4 時間以上5 時間未満
・5 時間以上6 時間未満
・6 時間以上7 時間未満
24円

- ※栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービス等を行った場合に加算されます。
  - ⑥ 栄養改善加算(月2回まで)

200円

※入浴介助を行った場合に加算されますが、利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

また、自宅の浴室の環境設備に係る助言、個別の入浴計画を作成等した場合には(Ⅱ)の加算となります。

⑦ 入浴介護による加算(1回)

・入浴介護加算 I

40円

入浴介護加算Ⅱ60円

- ※要介護3から5であって、手厚い医療が必要な状態にある利用者に対して医学的管理の もと実施した場合に加算されます。
  - ⑧ 重度療養管理加算(1回)

100円

- ※1時間以上2時間未満の利用者で、配置基準を超えて、理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置していると加算されます。
  - ⑨ 理学療法士等体制強化加算(1回)

30円

※厚生労働省(LIFE)に必要な情報を提出した場合に加算されます。

⑩ 科学的介護推進体制加算(月額)

40円

※送迎を実施しなかった場合には減算となります。

⑪ 所定単位数から片道につき

△47円

※介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が70%以上又は勤続10年以上の介護福祉士が25%の場合、1日につき加算されます。

① サービス提供体制強化加算(I)

22 円

※厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金改善等を実施している事業所 に認められる加算です。

① 介護職員等処遇改善加算 I

介護報酬総単位数の8.6%

- ※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合に加算されます。
  - ⑭ 所定単位数の3.0%
- (2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金
  - ① 施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が 異なります。以下は1月当たりの自己負担分です。)

・要支援 1
 ・サービス提供体制強化加算(I)
 ・12 月超え
 ・要支援 2
 ・サービス提供体制強化加算(I)
 2,268円
 4,228円
 176円

12月超え
 12月超え
 12月初え
 12月初え

※サービス提供体制強化加算は厚生労働大臣が定める基準に適合したサービス提供体制が行えた月に限り加算されます。

また、利用開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用された場合に減算されますが、リハビリテーション会議を開催しリハビリ計画の見直し及び厚生労働省にその情報を提出した場合は減算されません。

• 退院時共同指導加算

600円

※入院中の利用者が退院する際に理学療法士等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合に、利用初回月に限り加算されます。

② 栄養改善加算

150円

※栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービス等を行った場合に加算されます。

③ 科学的介護推進体制加算

40円

- ※厚生労働省(LIFE)に必要な情報を提出した場合に加算されます。
- ④ 介護職員等処遇改善加算 I

介護報酬総単位数の8.6%

- ※厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金改善等を実施している事業 所に認められる加算です。
- ※(1)及び(2)の基本料金は、介護保険法におけるサービス費の自己負担1割分ですが、 介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。
- (3) その他の料金
  - ①食費

昼食(1食)

550円

※原則として食堂でおとりいただきます。なお、(介護予防)通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

②・紙おむつ(1枚)<br/>・紙パンツM(1枚)<br/>・紙パンツL(1枚)<br/>・紙パンツLL(1枚)155円<br/>170円<br/>195円③ おやつ代(1日)<br/>4 教養娯楽材料費(月額)100円<br/>300円

⑤ 送迎費用

・観音寺市 三豊市を超えた地点から、

片道5キロメートル未満500円片道5キロメートル以上1,000円

⑥ その他、

実 費

※ ③④⑥については、別紙、選択申込書から希望利用頂けます。